

新たな高等教育機関の制度と教育活動の特徴 (制度の具体化イメージ例)

養成する人材

- ◎ 変化への対応が求められる中で、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材

【新たな機関で養成する人材に (将来的に) 期待する役割】

※ 企業等の活動の次のような側面を先導する者となることを期待

- 生産・サービスの現場で中核的な役割を担う人材等として
 - ・ 生産・サービスの工程の改善やこれを通じた生産性の向上
 - ・ 高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供 など
- その専門性をもって、自ら事業を営み、又はこれを補佐する人材として
 - ・ 新たな付加価値の創造、これを活かした新しい商品・サービスの考案
 - ・ 新規事業の創出、強みのある製品・サービスを活かした新規市場の開拓 など

- ◎ 高等教育の終了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力とともに、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高めていくための基礎(伸びしろ)を身に付けた人材

《 成長分野等で求められる人材例 》

例えば、IT分野で、新たなアイデアの構想・提案等も行うプログラマーやCGデザイナー等 / 観光分野で、接客のプロとして活躍するとともに、現場におけるサービス向上の先導役を果たす人材 / 農産物を生産しつつ、直売、加工品開発等の事業も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導する人材 など

実践的な職業教育を提供するための独自の基準を整備。
 そうした教育を行うことを制度的に義務付けられた機関として明確化。

修業年限

- ◎ 2・3年制及び4年制の複数の修業年限を制度化。
 ※ 高卒後の学生のほか、社会人学生、編入学生など、多様な学習者に、多様な学習機会の選択肢を提供
- ◎ 4年制課程については、前期・後期の区分制課程も導入。
 ※ 前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定
 ※ 前期修了時に職業資格を取得した上で、後期においては、有資格者であることを前提とした専門実務実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムの提供も可能に

教育内容・方法

- 《実践的な職業教育のためのカリキュラム》
- ◎ 分野の特性に応じ、卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等(又は演習及び実習等)の科目を修得。
- ◎ 分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修。
 * 設置基準等により義務付け
- 《産業界・地域等のニーズの反映》
- ◎ 産業界・地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制を機関内に整備(教育課程編成・実施委員会の設置など) * 設置基準等により義務付け
- 《多忙な社会人等が学びやすい仕組み》
- ◎ 社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れる仕組みや、短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備。
 ※ 長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備、モジュール制の導入促進、修業年限の通算・単位認定に関する制度の弾力化

教員

- ◎ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。
 - － 必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする。
 - － さらに、専任実務家教員については、その必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。 * 設置基準等により義務付け
- ◎ 設置認可時の教員資格審査では、実務家について、その実務卓越性に基つき、教員としての資格を適切に評価。
 - ※ 保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認。

入学者の受け入れ

- ◎ 専門高校卒業生、社会人学生など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。
- ◎ 入学者選抜では、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価。

質保証

- ◎ 質の高い実践的な職業教育を行う機関としての相応しい設置基準等を制定。
 - ※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。
- ◎ 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、原則40人以下とすることを義務付け。
- ◎ 大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表を義務付け。
- ◎ 認証評価については、専門団体との連携により、分野別質保証の観点を取り入れた評価を導入。
 - ※ 情報公表及び評価に当たっては、学生、企業等の視点からのできる限り客観的な指標を採り入れ。

研究機能の位置付け

- ◎ 新たな機関の機能は実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くが、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。
 - 職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向

学位

- ◎ 実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい学位名称を設定。
 - ※ 学位の種類としては、大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与することが適当。
 - ※ 現行の大学・短大の学位には、専攻分野の名称を付記するものとされているが、新たな機関では、当該専攻分野の名称として、学問分野よりも、産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」、「専門職」などの字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを明確にすること等が適当

名称

- ◎ 例えば、4年制は、「専門職業大学」、「専門職大学」など
2・3年制は、「専門職業短期大学」、「専門職短期大学」など。
 - ※ さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当。

設置形態

- ◎ 大学、短期大学が、一部の学部、学科を転換させるなど、新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。

財政措置

- ◎ 学生に対する修学支援や教員に対する研究助成、機関に対する公募的資金や基盤的経費の措置を図ることを基本とし、その財政措置の在り方について定めていく。
 - ※ その際、改革に積極的に取り組む既存の高等教育機関への支援が維持・充実されるようにするとともに、産業界や関係省庁と連携した多元的な資金の導入を図る。